

# 公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

## 記

### 1 被許可者の住所及び名称

佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地2

株式会社伊万里鉄鋼センター

( 法人番号 : 1300001005545 )

### 2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社伊万里鉄鋼センター

佐賀県伊万里市黒川町塩屋5番地2

### 3 更新した期間

自 平成30年10月1日

至 平成36年9月30日

平 成 30 年 9 月 6 日

門司税関長 福田 浩昌